

トップニュース

外国人・外国組織の住宅所有制限の緩和

2014年11月25日、国会は外国人がベトナムにおいて住宅を所有する権利を規定する住宅法第65/2014/QH13号を発行しました。この住宅法により、外資系企業及び外国企業の支社・駐在員事務所及びベトナムで入国許可を得た者で、外交特権を有しない者はベトナムの住宅所有の資格が認められます。

ただし、外国人・外国組織の住宅所有権には以下のような制限があります。

- 外国組織および外国人の所有率は、集合住宅1棟当たり30%まで。戸建ても1つの町村当たり250戸を超えてはならない。
- 外国人は、ベトナム国民又は海外居住者のベトナム人と結婚した場合、住宅を長期間所有することができ、ベトナム国民同様の権利がある。
- 外国人の住宅所有期間は証明書を発行された日から50年以内である。ただし、必要があれば政府規定により当該期間は延長することができる。
- 外国組織の住宅所有期限は、当該組織の投資登記証明書の期限を越えることはできない。

改正住宅法は2015年7月1日から有効になります。

ベトナム会計・税務

財務省が発行した通達第TT200/2014/TT-BTC号の改正

2015年5月16日、財務省は通達第200/2014/TT-BTC号第128条を改正する通達第75/2015/TT-BTC号を発行した。内容は以下の通りである。

期中に財務諸表（四半期財務諸表又は半期財務諸表）を作成する必要がある企業は、財務諸表に決議第15/2006/QĐ-BTC号又は通達第00/2014/TT-BTC号の規定を適用することができる。ただし、年度末の財務諸表には通達第200/2014/TT-BTC号の規定を適用しなければならない。

通達第75/2015/TT-BTC号は2015年7月14日より有効になる。

銀行口座情報を税務機関に申告しない企業に適用する制裁の案内

2015年5月7日、税務総局は銀行口座情報を税務機関に申告しない企業に対する制裁を案内する公文書第1728/TCT-KK号を発行した。内容は以下のとおりである。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話：+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話：+84 8 3930 5491

- 外国企業がベトナム国内企業より輸出商品を受け取り、代金を支払い、ベトナム国内企業が当該銀行口座情報を税務機関に通知していない場合、ベトナム国内企業は銀行口座通知不備で罰金を課される。ただし、輸出商品は控除または還付条件を満たせばVAT0%が適用される。
- 自社の銀行口座を利用し、国内業者から商品・サービスを購入し、当該口座を税務局へ通知していない場合、企業は銀行口座通知不備で罰金を課される。
- 業者側も銀行口座情報を税務機関に通知していない場合、その業者は銀行口座通知不備で罰金を課される。業者は当該取引の仕入VATの控除または還付は認められない。
- 業者が銀行口座情報を直接管理する税務機関に通知、または税務機関が税務調査する前に企業が銀行口座情報を税務機関に追加通知すれば、税務機関は規定により仕入VATの控除または還付の検討を行う。

税関機関による付加価値税額控除の取り扱い

2015年7月8日、税務総局は付加価値税額控除について案内するオフィシャルレター第2763/TCT-KK号を発行した。内容は以下の通りである。

税関審査にて発見された輸入商品に関する違反の罰則については、税務局ではなく税関が管轄となる。税関機関による付加価値税額について、納税者が脱税又は税金詐欺等の法律違反で罰せられていない場合、納税者は規定どおり、付加価値税の申告及び還付申請をすることができる。

労働者への福利厚生費の取り扱い

2015年6月29日、財務省はオフィシャルレター第8738/BTC-TCT号を発行した。内容は以下のとおりである。

労働者へ直接支給する福利厚生費に関して、インボイス・証憑の全てが保存されており、その費用が課税対象年度の1ヶ月の平均給与を超えない場合、法人所得税の損金に算入することができる。当該オフィシャルレターは全業種の企業を対象とする。

通関インボイスの取り扱い

2015年5月29日、ホーチミン市税務局は通関インボイスについて案内するオフィシャルレター第4354/CT-TTHT号を発行した。

- 企業が海外の顧客にソフトウェアを輸出販売し、法律規定と異なった通関インボイスと VAT インボイスを発行した場合、原則として企業はそのインボイスの代わりに再度インボイスを発行する必要がある。

ただし、行政手続きの簡略化のため、ホーチミン市税務局が企業の当該インボイスを利用し、税務申告することを許可した場合においても、企業はインボイスを規定通りに発行しなかったことに対し行政違反の対象となる。

ベトナム労務

懲戒解雇をする場合の取り扱い

2015年5月11日、労働傷病兵社会省は懲戒解雇の処罰形式に対して案内する公文書第1673/LĐTBXH-LĐTL号を発行した。内容は以下の通りである。

- 使用者は10人以上の労働者を雇用する場合、書面で就労規則を制定する必要がある。
- 使用者は、労働者が使用者に深刻な損失を引き起こしたか、または深刻な事態を引き起こす可能性がある場合のみ、懲戒解雇の処罰形式を適用することができる。
- 就労規則は次の内容を含まなければならない。

違反行為一覧、処罰形式に該当する違反程度、損失の程度及び労働者の損害賠償責任。

企業が研修若しくは出張に派遣した期間又は長期療養期間に対する被保険者の社会保険及び医療保険に関する取扱い

2015年5月28日、ホーチミン市社会保険局は被保険者の研修若しくは出張又は長期病気休暇期間における社会保険及び医療保険の取扱いを案内する公文書第1660/BHXH-THU号を発行した。内容は以下の通りである。

- 企業から海外へ研修又は出張に派遣された被保険者は、その期間に対して健康保険を納付する必要は無いが、保険給付の対象となる。ただし、社会保険及び失業保険は派遣期間中も納付する必要がある。
- 海外へ研修又は出張に派遣される期間に給与が支払われる場合、毎月の保険料は給与に対して28%となる。具体的には、社会保険26%（使用者：18%、労働者：8%）及び失業保険2%（使用者：1%、労働者：1%）。
- 海外へ研修又は出張に派遣される期間に給与を支払われない場合、毎月の保険料は海外へ派遣される前の給与に対して22%となる（年金、遺族年金）。
- 2015年1月1日より、労働者がリストに該当する病気で長期療養中の場合、労働者と使用者は社会保険、健康保険及び失業保険を納付する必要は無いが、健康保険の給付

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話；+84 8 3930 5491

VIETNAM BUSINESS NEWS

対象になる。健康保険料は社会保険機関が労働者の代わりに支払う。また、社会保険機関は上記の当該労働者に異なるコードの健康保険証を発行する。

- 労働者が社会保険法に基づき1ヶ月に14日以上欠勤する場合、健康保険を納付する必要は無いが、健康保険の給付対象になる。

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Accounting Vietnam は、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Accounting Vietnam までご連絡ください。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話；+84 8 3930 5491